

中小企業事業主の皆様へ 個別に訪問説明をいたします！

—改正労働基準法など働き方改革の進め方について—

- ・労働基準法の基礎知識から改正労働基準法の内容まで、働き方改革の進め方にお悩みの中小企業の事業主又は労務責任者に対し、労働基準監督署の職員（相談・支援担当）や東京働き方改革推進支援センターの専門家が個別に訪問して、丁寧に説明します。**費用はかかりません。**
- ・法違反などの指導を目的に行うものではありませんので、お気軽にお申し込みください。

労働基準法が改正されて、
うちの会社は何をしなければいけないの？

年次有給休暇の制度が
変わると聞いたけど？

うちの会社の労働時間制度
はこのままでいいの？
残業時間は減らさなければ
ダメなの？



- ◆ 個別訪問を希望される場合は、裏面の申込書により、八王子労働基準監督署あて F A X（042-646-1524）等でお申し込み下さい。

相談内容に応じて、八王子労働基準監督署又は東京働き方改革推進支援センターの担当者から折り返し、ご連絡いたします。

個別訪問申込書

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー 宛

事業場名	
所在地	
電話番号	
担当者名	
希望日	第1希望 : 令和 年 月 日 時頃
	第2希望 : 令和 年 月 日 時頃
	※訪問日時につきましては、希望日を踏まえて調整させていただきます。
相談内容 (お困りの内容、知りたい内容などについて、右記の口内にしを付してください。)	<input type="checkbox"/> 労働時間制度 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 割増賃金 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> その他 ()
	※同一労働同一賃金にしが付された場合は、上記情報を東京働き方改革推進支援センターに情報提供することとなりますので御了承ください。

お申し込み先

八王子労働基準監督署 労働時間相談・支援班

FAX:042-646-1524

八王子労働基準監督署の管轄である八王子市、日野市、多摩市、稻城市の事業場が対象です。八王子労働基準監督署の管轄外の事業場は、それぞれの市区町村を管轄する労働基準監督署に直接お問い合わせ下さい。

令和元年10月1日から東京都最低賃金は

時間額 **1,013**円

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。